

## 第 79 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 30 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 45 分頃まで
- 2 場 所 小田原市役所 3 階 全員協議会室
- 3 出 席 者
  - (1) 会 長 小室 充孝
  - (2) 委 員 本田 耕一、加藤 敏夫、島貫 憲夫、成木 喜代子、川口 博三  
相原 茂、前田 江美
  - (3) 事務局 尾上総務課長、石塚副課長、古澤主任
  - (4) 説明員 (企画政策課) 中井政策調整担当課長  
(学校安全課・教育指導課) 鈴木教育部管理監  
中津川学校安全課副課長  
岩立教育指導課指導主事
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
  - (1) 開 会
  - (2) 議 事
  - (3) そ の 他
  - (4) 閉 会要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

会 長

それでは諮問事項ア「小田原市生涯現役推進協議会ダイレクトメール発送業務」を審議いたします。諮問内容の説明を求めます。

< 企画政策課説明員が入室 中井政策調整担当課長が資料 1 に基づき説明 >

説明員

諮問事項ア「小田原市生涯現役推進協議会ダイレクトメール発送業務」についてご説明させていただきます。これに関しては、昨年 7 月に同じ内容で諮問し承認いただいておりますが、今後は対象を広げていくと同時に継続的に業務を行っていききたいということで、改めて諮問させていただきました。

まず、小田原市生涯現役推進協議会について、資料 1 - 3 をご覧ください。こちらは、協議会の規約となっております、第 5 条に構成員が記載されています。(1) 小田原市から (10) 関東学院まで、市内に所在する企業や大学など 10 の団体に組織されています。厚生労働省が実施している生涯現役促進地域連携事業というものがあまして、各地域で組織されている協議会に対して、厚生労働省が委託する形となっており、国からの委託料を財源に、協議会の事業を行っていく仕組みです。協議会の事業の内容は、シニアの方とシニアを雇用する事業者向けのセミナー、シニアの雇用先の開拓、シニア及び企業双方の相談にのる窓口の設置、シニアと企業のマッチングを推進するものです。

今回のダイレクトメールの発送については、この協議会で実施している各種の事業について、対象年齢を従来は 65、66、67 歳としダイレクトメールを送ってきました。今後は、予算の状況にもよりますが、もう少し幅を広げて 60 歳以上の方に発送し、なるべく早い時期からシニアの方にセカンドライフについて考えていただくとするものです。今年度の実施時期については、8～9 月を予定しています。ダイレクトメールの内容については、先程申し上げた協議会での事業、相談窓口のご案内、各種セミナーのご紹介、シニアバンクという登録制度の周知を図っていくことを考えています。

説明は以上になります。

会 長

委員の皆様からご質問ございますか。

委 員

個人情報の提供方法は、具体的にはどのようなものですか。

説明員

住民基本台帳から一定の年齢の方のデータを抜き出し、エクセル等のデータのリスト

で提供します。協議会の職員は、企画政策課内に席を置いているので、企画政策課の執務室内のパソコンで作業します。

委員 情報の管理や漏えいについては、お互いが確認できますね。

説明員 はい。確認できます。

委員 推進協議会からダイレクトメールが送られ、次から送らないでくださいという方や、個人情報を提供したくないという方が出てきた場合は、ダイレクトメールを止める手段はありますか。

説明員 勿論そういったお返事があれば、次回からは送らないようにします。ただ現時点で、そういったご意見はありません。

委員 推進協議会は任意団体ですか。

説明員 そうです。

委員 では、個人情報保護法で取扱っていくことになりますか。

説明員 そうですね。法に則った管理をしていきます。

委員 今回の個人情報の管理責任の所在はどこになりますか。

説明員 協議会の責任者は、協議会の会長である私となります。

委員 このダイレクトメールの発送は新規で行うのですか。

説明員 協議会が発足してから2回行っており、その都度諮問させていただいています。

委員 今回は少し年齢を下げて行うということですね。

説明員            そうです。

委 員            例えば対象を 60 歳からとすると、60 歳になった方全員に送るのですか。

説明員            できればそうしたいのですが、そうするとかなりの人数になりますので、協議会の予算とすり合わせながら、どこまでできるかを検討していきます。

委 員            男女の差別はありますか。

説明員            一切ありません。

委 員            今はほとんどの方が 65 歳まで働いているので、あまり早く出すのもどうかと思えますね。

説明員            そうですね。63、64 歳に絞る可能性もあります。

委 員            項目名に性別が入っていますが、性別を使って何かするのですか。

説明員            ダイレクトメール発送後に、どれくらい反応があるか集計しておりまして、そこで男女を見ています。

委 員            統計をとるために性別を使うということですか。

説明員            はい。

会 長            今まで 2 回諮問されていますが、今後は継続的に行い、年齢も基本的に 60 歳以上を念頭に、適宜変えさせて行うということですね。

説明員            はい。

会 長 この協議会について、委託というお話がありましたが、どこが委託しているのですか。

説明員 厚生労働省です。

会 長 市が委託しているわけではないのですね。

説明員 国からの委託事業ということで行っています。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 それでは審議に入ります。  
諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

委 員 発送停止の要望があった場合の対応を明確にしておいてほしいです。

事務局 通知をする際に注意書きを入れられますし、小田原市に申し出があれば、提供しない  
手続きがとれます。

会 長 それについては事務局から所管課へ言っていただくという形でよろしいですかね。

委 員 (異議なし)

委 員 ダイレクトメールの郵送業務は、どこが行うのでしょうか。

事務局 市役所内で作成し、郵便局が配送するはずです。

委員 配送業者との抱き合わせが心配なのですが、そこは大丈夫ということですね。

事務局 郵便局以外の業者であっても、小田原市の決まりに準じて契約を結ぶなり、覚書を交わすなりするので、抱き合わせは絶対にありません。

会長 他にご意見がなければ、諮問事項ア「小田原市生涯現役推進協議会ダイレクトメール発送業務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委員 (全員賛成)

会長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会長 では、次に諮問事項イ「ICT教育推進事業（新規システムの運用等）」について審議に入りたいと存じます。諮問内容の説明を求めます。

<学校安全課・教育指導課説明員入室 鈴木教育部監理官が追加配布資料1に基づき説明>

説明員 ICT教育推進事業におけるパブリッククラウドを活用した学習ネットワークについて、説明させていただきます。学習ネットワークの運用にあたり、児童生徒の個人情報をクラウド上にあげるものの、市教育委員会が管理し、情報提供を伴わないことから、小田原市個人情報保護条例第10条第2項の規定に該当しないオンライン結合の重要事項の諮問としてお諮りするものです。

小田原市立小中学校 ICT教育環境整備の概要をご覧ください。こちらの黄色い枠部分が、主に学習ネットワークというものになります。国の構想に則り、市内小中学校36校の高速無線LAN及び児童生徒一人一台の学習用端末を整備しますが、国の方針でクラウ

ド活用を前提としています。本市が今回導入する学習用端末は、Google が提供している ChromeOS を搭載し、パブリッククラウドを活用します。利用者は、自分のアカウントでログインすることで、クラウド上のソフトウェアやデータを使うことができ、端末自体に、ソフトウェアやデータが入っていないことが大きな特徴です。そのため、保守管理に非常に優れており、万一端末を紛失した場合にも、情報流出等のリスクがありません。活用する主なソフトウェアは、G suite for Education とドリルパークです。G suite for Education については、学習ネットワークでクラウドを活用するために、Google が教育機関向けに提供しているサービスです。独自のドメインで Google に利用申請することで、文書作成や表計算、データ保存、ビデオ対応等様々なソフトウェアが、同一ドメイン内にアカウントを持つ児童生徒や教職員間で、外には閉じたやり取りができるようになるものです。ドリルパークについては、ベネッセの学習支援ソフトです。今後、コロナウイルス感染拡大により再び臨時休校することになった場合は、この G suite for Education を使って児童生徒とコミュニケーションをとり、学習支援に活用します。

資料にある諮問事案書をご覧ください。3 段目のオンライン結合による取扱個人情報の類型ですが、G suite for Education の利用のため、児童生徒及び教職員一人につき 1 アカウントを作成し付与します。項目名にあるとおり、氏名、学校名、入学年度を登録します。こちらは、ドメイン内で組織を作り活用するために、最低限必要な情報です。また、授業等で使用したワークシートや写真等様々なデータも、アカウントに紐づいてクラウド上に保存されます。更に、ドリルパークの学習記録についても、取組内容が保存されます。学校の授業で普段使う情報を扱うイメージです。

次に、オンライン結合の概要にある使用回線の形態は、共有のインターネット回線となります。拠点ルータから外に出た情報については、インターネット上のクラウドサービスを利用します。続いて、個人情報取り扱いの流れですが、Google への利用申請後、教育委員会の情報を基にアカウントを作成し、各学校長に配布し、児童生徒が個人のアカウントを利用します。運用開始後は、クラウド上に児童生徒の学習記録が保存されていきます。オンライン結合を行う理由につきましては、口頭で説明したとおり、クラウド利用が前提となる ChromeOS を搭載したパソコンでクラウド上の学習ソフトウェアを利用しデータ保存を行うためです。安全確保措置ですが、教育委員会、教職員、児童生徒それぞれのアカウントにパスワードを設定し、職責等に応じたアカウント管理権限を設けます。児童生徒の ID は入学年度による通し番号、パスワードは 8 桁の乱数を使用します。

利用するサービスのセキュリティですが、G suite for Education とドリルパークについては、Google、ベネッセ共に情報セキュリティに関する第三者認証を得ており、それぞれの利用規約や約款等からも、個人情報を守られていることを担保しています。ネットワークの構築にあたっては、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に則って進めます。運用ポリシーについても、国のガイドラインに基づき策定します。学習ネットワークでは、普段の授業で使う情報を扱いますが、市内の小中学校ではこの学習ネットワークとは別に、校務ネットワークを運用しており、児童生徒の成績等の重要情報や、教職員間の情報交換等は外部に対して閉じた校務ネットワークで扱っていますので、学習ネットワークから児童生徒の重要情報が外部に漏れることはありません。

開始時期については、学習ネットワークの運用開始は令和3年4月からとなりますが、新型コロナウイルス感染拡大による学校休業への備えとして、G suite for Education とドリルパークの運用を8月中に開始するためのアカウントを用意する必要がありまして、今回の諮問とさせていただきました。

以上で説明を終わります。

会 長 委員の皆様からご質問ございますか。

委 員 扱う個人情報として、児童生徒の学習記録とありますが、このシステムを使うことによって蓄積された学習記録ということですよ。

説明員 はい。今後活用していく中で蓄積する情報です。

委 員 第三者認証というのは、管理している Google から情報が外に出ることはないということですか。

説明員 セキュリティの管理について、しっかりやっていることを第三者機関に確認してもらい認証してもらっている状況なので、そこから流出することはありません。

委 員 ドリルパークはベネッセのものですが、ベネッセと Google が一緒にやっているクラウドなのですか。

説明員 別のものになります。クラウドのサービスとしてはGoogleを活用し、その中でベネッセのドリルパークというアプリケーションを使っていくイメージです。

委員 アプリケーションを端末に入れるということですか。

説明員 端末には入れないで、Googleのサイトに教育用のセットがあり、その中の一つにベネッセのものが入っています。今回のベネッセのものについては、小田原市がGoogleのクラウドに置くものですから、ベネッセは関係ありません。

委員 このシステムを使うことによって、ベネッセから案内等が届くことはないのですね。

説明員 ベネッセとは切り離れた状態です。

委員 児童生徒の学習記録がたまった時に、それを成績評価に繋げることはいりますか。

説明員 児童生徒の状況なので、学習記録を評価に使うこともあると思います。

委員 そうすると、本人が課題を行ったという確証はどこで得るのですか。

説明員 本人が行うよう指導をしっかりとします。あとは、この学習ネットワークはそういった危険があるので、試験を行う等の重要なものについては行わないよう学校の方で配慮して扱っていただきます。このシステムは、点数をつけるという意味だけでなく、子どもたちの学習状況を把握して指導に生かすこともできます。

委員 このシステムで使われる教育上のコンテンツや資料は、小田原市の先生が作るものもあるのですか。それとも全てGoogleから提供されるものですか。

説明員 小田原市としては、先生が作った資料を活用することを考えています。

委員 そうすると、先生のコンテンツに関する管理が重要になってきますので、そちらにつ

いてお聞きしたいです。

説明員 教職員の情報の取り扱いにあたっては、小田原市の学校情報セキュリティポリシーの方で定めて行っています。

会 長 小田原市では、小中学校で人数はどれくらいですか。

説明員 教職員を含めると 14,000 人弱です。

委 員 端末を取り替えるとアカウントはどうなるのですか。

説明員 アカウントはクラウド上のものなので、端末が変わっても同じアカウントを使うことができます。

委 員 以前の端末でログインしたままでも、二重ログインにはならないのですか。

説明員 端末が変わればログアウトした状態になります。

会 長 教室で生徒と先生がやり取りしているような映像そのものが見れるのですか。

説明員 ビデオ対応もできるので、臨時休校の時には、それを通じて生徒の顔を先生も見ながら、学習支援や生活支援をすることは考えています。

会 長 心配しだすとキリがありませんが、どの端末を使ってもアカウントさえあれば、授業の内容が見れる。生徒ではない方たちも、それを見ようと思えば、生徒と一緒に見れる状態になるわけですね。

説明員 もし自宅で行う場合は、親御さんが一緒に授業を見れます。

会 長 親御さんならよいのですが、使い方を間違えれば、批判的なことを考えている人たちに授業内容がさらされることになりますよね。それについては、こういう使い方をしな

いよう指導をすることで防ぐしかないのですよね。

説明員 学習ネットワークで扱う生徒の学習記録や映像は、普段の授業で行っている内容が中心になるので、学習した記録を保護者の方がご覧になるとか、授業を参観されるというイメージに近いです。

会 長 見るのが父兄の方とご本人だけならよいのですが、使い方を間違えられると授業内容がさらされるのが心配ですね。

説明員 教職員の意識として、そういった危険性があることは十分理解してもらいながら運用していく必要はありますね。そういったものに耐えられるような授業をやってもらえないのかなと思います。

委 員 義務教育でもオンライン授業をやらざるを得ない状況なのでしょうか。

説明員 オンライン授業はなかなか難しいと思っております、オンライン学習の方を検討しています。オンラインで課題をやるとか、個別で面談することはあるのですが、普段と全く同じ授業をオンラインでやることはないと思います。

今回の学習ネットワークは、資料にあります一斉学習、協働学習、個別学習等、学校での活用を基本的には想定したのですが、こちらは臨時休校の時にも有効に活用ができます。

委 員 協働学習があるのですか。

説明員 協働学習はありますが、自宅でのオンライン的な授業はなく、学校でのオンライン授業があります。例えば生徒が発表する場として資料をあげると、クラス全員が同じものを見て、説明を聞けます。

委 員 協働学習と書いてありますが、授業のことでよいのですね。個別学習の方は、個人でやる学習ですね。

説明員 はい。

委員 位置情報は出ますか。

説明員 位置情報を把握する機能はありません。

会長 アカウントは保護者だけが知るものではなく、生徒本人が知るものですか。

説明員 はい。

委員 これは渋谷区が行っている取り組みと同じものですか。

説明員 Google の ChromeOS 自体は、国の推進もありかなり多くの自治体が採用しています。神奈川県内ですと、相模原市、横須賀市、藤沢市などが進めています。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 (質疑なし)

会長 よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席ください。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では審議に入ります。  
諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。

委員 開始時期は令和3年とありますが、暫定的に来月から使うということですか。

事務局 実際に事業の実施がある程度進んでいるなかで、この個人情報保護運営審議会に報告していただきたい案件だということになりました。日程的には、今回承認されればすぐにアカウントを配りだしたいとのことです。

会 長            これまで試験的にこういうことをやっていますか。

事務局            していません。

会 長            契約はもうしてあるのですか。

事務局            利用の申し込みは多分しているはずですが、ここで不承認されれば事業をストップすることになりますが、ここで承認されればアカウントを配りだすと考えています。

委 員            Wi-Fi がない家があるから、こういう事業は駄目なのではと聞いていますが。

事務局            今後そういった環境整備はやっていくという話は聞いています。まずは生徒にアカウントを配って、学校でも家庭でもそのアカウントを使えるような環境を整えたいということらしいです。

委 員            これはやはり新型コロナウイルスのために学校に行けなくなったことが契機ですか。

事務局            そうですね。

委 員            教育というのはライセンスの塊なので、もう少し慎重に議論する必要があるとは思いますが、個人情報という観点であれば、アカウントや情報の管理をしっかりすればよいかと思えます。

事務局            アカウントとパスワードを児童生徒一人ひとりに配るので、それはきちんと自分で管理するよう指導するはずですが。

委 員            議論の整理になりますが、仮に、サーバを学内において管理するのであれば、個人情報の問題はなくなります。しかし、今回は Google という外部機関のサーバを使うので、氏名や学校名、入学年度、学習記録を外に出してよいかどうかの問題になると思えます。試験の評価については、学内の校務ネットワークの方になるのですよね。

事務局　　そうです。内部のシステムであれば、閉じられた環境の話なので、この場で諮問しないのですが、外部に出すので、この場に報告してご意見を聴くという諮問をさせていただきました。

委　員　　アカウントにまつわる個人情報を Google が把握できるのですね。

事務局　　把握しようとするれば把握できますが、Google が個人情報を業務で使わないという規定があるはずです。Google の環境は使わせてもらいますが、そこに児童生徒のアカウントを置かしてもらって機能を使うという形になります。

委　員　　生徒がアカウントを取る時に情報が要求されますか。

事務局　　小田原市教育委員会が全てのアカウントを取得し、それを配る形です。

委　員　　小田原市から渡す情報は、氏名や学校名、入学年度だけで、アカウントは Google からもらうということですね。学習記録については、小田原市から渡すものではなく、このネットワークを使って学習した記録が Google 側に残るという理解でよろしいですね。

事務局　　そうです。

委　員　　資料の個別学習の一番左に、習熟の程度等に応じた学習とありますが、生徒本人が学習の進捗を見れるのですか。

事務局　　生徒は自分の進捗が見れます。

会　長　　生徒が見れる情報はアカウントによって制限されるのですか。

事務局　　はい。教職員のアカウントと生徒のアカウントでは権限が違いますので、見える範囲も違います。

会 長 生徒の情報は、外部にたまるだけなのですか。

事務局 そうです。外部にたまりますが、そのセキュリティは Google で担保されています。

委 員 今回のアカウントと、通常の Google アカウントは連携されませんよね。

事務局 連携されないと認識しています。一般的な Google アカウントとマッチングするようなものではありません。

会 長 今までの諮問事案ですと、サーバを外に置く場合は、独自の回線を使うことになっていたと思いますが、今回は違いますよね。

事務局 今回は一般的なインターネット回線です。

委 員 そのセキュリティの問題は Google の利用規約で保障されているので、守られることを期待します。外に出すのは学習記録止まりで、重要な情報は校務ネットワークで扱うと理解しています。

事務局 Google のサービスで管理されているものは、ある程度は第三者の認証を得ているので、そこについては Google を信用するしかありません。

会 長 生徒の顔という限りなくプライベートに近いものが、家庭以外の場所で、公になる可能性があるのでは、その切り口からの検討は行わないのかと気になります。

事務局 それについては、使用するのは家庭内で留めるよう教育指導するはずですが。

会 長 他にご意見がなければ、諮問事項イ「ICT 教育推進事業（新規システムの運用等）」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会 長       ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委 員       (全員賛成)

会 長       全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長       それでは次に、報告事項に入ります。事務局から(2)報告事項の「ア 特別定額給付金等における個人情報の目的外利用について」報告をお願いします。

事務局       (資料2に基づき説明)

会 長       各委員から何かご質問はありますか。

委 員       (質疑なし)

会 長       次に、「イ 市立病院における診療情報の提供について」報告をお願いします。

事務局       (資料3に基づき説明)

会 長       各委員から何かご質問はありますか。

委 員       (質疑なし)

会 長       開示の手続きを経ない本人同意に基づく情報の提供ということですが、資料で開示という言葉が出てくるのは、開示請求手続きを行っていた時のものを参考に作ったからでしょうか。

事務局       おそらくそうだと思います。

会 長       他にいかがでしょうか。よろしければ質疑を終わりにします。

次に、「ウ 令和2年度の個人情報取扱事務登録簿について」報告をお願いします。

事務局 (資料4に基づき説明)

会長 各委員から何かご質問はありますか。

委員 (質疑なし)

会長 次に、「エ 令和元年度個人情報保護制度の運用状況について」報告をお願いします。

事務局 (資料5に基づき説明)

会長 各委員から何かご質問はありますか。

委員 資料21ページの表6では、令和元年度の不開示理由の集計が33件となっています。しかし、表4の開示請求の処理状況では、一部開示と不開示と合わせると53件です。統計として不開示理由を出していないものがあるようですが、どうしてでしょうか。

事務局 表4の不開示件数は不存在による不開示も含めますが、表6は不存在による不開示を件数に含めていないので、単純な数字の足し引きでは整合性はとれません。表4は、不開示情報が含まれているために不開示または一部開示となったものの内訳を表しています。

委員 資料5の最後に個人情報開示請求処理台帳の一覧があります。その一番右に、非開示該当号ということで、非開示理由が何に該当するかが記載されていると思います。一部開示の大体にこの非開示該当号が入っているのですが、不開示でここが空欄の箇所がいくつかありますが、これはどうしてですか。

事務局 不開示かつ非開示該当号が空欄のものが、不存在による不開示となります。文書が存在しないために、非開示該当号の当てはまるものがないということです。

一般に個人情報開示請求では、本人の情報なので開示が原則となっているため、文書

が存在しているのに不開示というのはあまりないです。25 件の不開示のうちほとんどが、不存在による不開示となっています。

会 長 他にいかがでしょうか。よろしければ質疑を終わりにします。  
次に、「オ 令和元年度個人情報事故等の状況について」報告をお願いします。

事務局 (資料 6 に基づき説明)

会 長 各委員から何かご質問はありますか

委 員 (質疑なし)

会 長 では、(3) その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、御確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

会 長 それでは、これで第 79 回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第 79 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料 1

- ・諮問事案書ほか

●資料2

- ・特別定額給付金等における個人情報の目的外利用について

●資料3

- ・市立病院における診療情報の提供について

●資料4

- ・令和2年度の個人情報取扱事務登録簿について

●資料5

- ・令和元年度個人情報保護制度の運用状況について

●資料6

- ・令和元年度個人情報事故等の状況